



損保ジャパン

SOMPO 保険の先へ、挑む。

2020年4月改定

日本旅行の 学校旅行総合保険

(国内旅行用)



楽しい学校旅行のまさかに備える『学校旅行総合保険』

学校旅行総合保険は学校がご契約者となり、対象旅行に参加される方全員を対象に同一の補償内容でご契約をいただく学校旅行のための保険です。

この保険の特長

「学校旅行総合保険」は、次の2つの補償により構成されます。

Point 1 旅行参加者条項 (旅行に参加される方のための補償)

旅行参加者のケガの補償や個人の法律上の損害賠償責任をカバーします。

- ・死亡保険金
- ・後遺障害保険金
- ・後遺障害保険金の追加支払
- ・入院特別保険金
- ・個人賠償責任保険金
- ・救援者費用保険金

Point 2 学校条項 (旅行を実施される学校の負担費用のための補償)

事故が発生した際に学校が支出するさまざまな費用や学校としての賠償責任をカバーします。

- ・学校緊急対応費用保険金
- ・賠償責任保険金
- ・弔慰費用保険金

保険契約者(申込人)としてご契約いただける方

以下の学校の設置者(学校長または理事長等)にかぎりあります。

- ・学校教育法に定める下記の学校
 - 幼稚園
 - 小学校
 - 中学校
 - 義務教育学校
 - 高等学校
 - 中等教育学校
 - 高等専門学校
 - 特別支援学校
 - 大学(短期大学・大学院を含みます。)
 - 専修学校
 - 各種学校
- ・児童福祉法に定める保育所
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める認定子ども園(幼保連携型認定こども園)

補償を受けられる方(被保険者)

補償条項	被保険者
旅行参加者条項	旅行参加者 ^(1*) ^(1*) その旅行に参加される上記の園児、児童、生徒、学生ならびに引率の教職員および付添いの親族(添乗員・カメラマン・看護師などは含みません。)のうち被保険者明細書に記載される方
	旅行参加者 ^(1*) または旅行参加者である被保険者が未成年者または責任無能力者の場合は親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方(被保険者の親族にかぎりあります。)
学校条項	学校の設置者

対象となる旅行

学年単位またはそれ以上の単位で実施される学校行事となる旅行で、教職員の監督が十分なされているもの。

- 例えば
- 修学旅行、遠足等の旅行的全員参加行事
 - 各教科(理科、社会、体育など)において実施される自然教室、社会見学、スキー教室などの全員参加行事
 - 臨海学校などの旅行的任意参加行事
- ※職業教育を主とする学科において、その職業教育のために実施されるものを除きます。 ※上記に該当しても学校敷地内で行われるものは除きます。

■対象とならない旅行の例

- クラブ活動の合宿、遠征、応援
- 水産学科の海洋実習、工業学科の工場実習など
- 学級キャンプ(学級単位で行われるもの)

ご契約にあたって

- 1旅行単位でご契約いただけます。
ただし実施日、行程(目的地)がいくつかに分かれた場合はその単位ごとにご契約いただけます。
- 同一行事単位の旅行に参加する園児、児童、生徒、教職員、付き添いの親族を含む参加者全員をとりまとめてお申し込みいただけます。(契約時に参加者の名簿を添付していただきます。)
全員加入のご契約となりますが、教職員、付き添いの親族を除くこともできます。

このパンフレットに記載の「用語」につきましてはP.7「用語の説明」をご覧ください。

主な補償内容

①旅行参加者条項（旅行に参加される方のための補償）

傷害保険金（ケガの補償）

死亡保険金

旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合を補償します。

後遺障害保険金

旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合を補償します。

後遺障害保険金の追加支払

後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過し、かつ生存されているときを補償します。

入院特別保険金

旅行中の事故によるケガのため、入院した場合、入院期間に応じて定額で補償します。



個人賠償責任保険金

旅行中にあやまって、他人にケガをさせたり、他人の財物（レンタル業者から貸借した旅行用品を含みます。）を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負わされたことによる損害を補償します。



救援者費用保険金

- 旅行中の事故により、旅行参加者の生死が確認できない場合または緊急な捜索もしくは救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合の捜索救助費用や旅行参加者のご親族の現地急行費用等を補償します。



- 旅行中の事故によるケガ・病気のため、死亡された場合または治療を受けその後の旅行に全く参加できなくなった場合のご親族の現地急行費用や、予定されていた交通機関を利用できなくなった旅行参加者が追加で支払った帰宅費用等を補償します。

Q&A

Q ケガをして通院しましたが、通院も補償されますか？

A いいえ、補償されません。入院に至らないまでの通院のおケガの補償を補うために、**国内旅行傷害保険**をあわせてご契約されることをおすすめします。

②学校条項（旅行を実施される学校の負担費用のための補償）

学校緊急対応費用保険金

- 旅行中の事故により、旅行者参加者の生死が確認できない場合または緊急な捜索もしくは救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合に学校が支出された捜索救助費用等を補償します。
- 旅行中の事故によるケガ・病気のため、旅行参加者が死亡された場合または治療を受け、その後の旅行に全く参加できなくなった場合に学校が支出された教職員・親族等を派遣する費用等を補償します。



賠償責任保険金

旅行の実施に起因して、旅行中に旅行参加者または他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与え、学校が法律上の損害賠償責任を負ったことによる損害を補償します。



弔慰費用保険金

- 旅行参加者が旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に学校が支払った弔慰金を補償します。
- 旅行参加者が旅行中の病気のため、次のいずれかに該当した場合に学校が支払った弔慰金を補償します。
 - ・旅行中に死亡された場合
 - ・旅行中または帰宅後48時間以内に発病し、帰宅後30日以内に死亡された場合（帰宅後48時間以内に治療を開始し、かつその後も引き続き治療を受けていた場合にかぎります。）
 - ・旅行中にかかった特定の感染症のため、帰宅後30日以内に死亡された場合



(注1) 旅行参加者とは、旅行に参加する園児、児童、生徒ならびに引率の教職員および付添いの親族の方をいいます。

(注2) 旅行中とは、保険期間中で、かつ、旅行参加者が学校旅行の目的をもって住居を出発してから住居に到着するまでの旅行行程中をいいます。

ご契約タイプ一覧表 (国内旅行)

・保険料は下記の保険料(1名あたり)に被保険者数を乗じた金額となります。なお、**ご契約時の最低保険料は1契約につき1,000円となります。**

タイプ(型)		G	GW	GX	GY	H	HW	HX	HY		
旅行参加者条項	死亡	3,000万円				2,000万円					
	後遺障害(注1)	180万円~4,500万円				120万円~3,000万円					
	入院特別	入院期間6か月以上 10万円 入院期間3か月以上6か月未満 5万円 入院期間1週間以上3か月未満 3万円 入院期間1週間未満 1万円				入院期間6か月以上 10万円 入院期間3か月以上6か月未満 5万円 入院期間1週間以上3か月未満 3万円 入院期間1週間未満 1万円					
	個人賠償責任	5,000万円				5,000万円					
救援者費用		50万円				50万円					
学校条項	学校緊急対応費用(1名あたり)		補償なし	100万円	50万円	30万円	補償なし	100万円	50万円	30万円	
	賠償責任	身体障害(注2)		1名	5,000万円	5,000万円		5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円
		1事故		10億円	10億円	10億円		10億円	10億円	10億円	
	財物損壊(注2)	1事故		5,000万円	5,000万円	5,000万円		5,000万円	5,000万円	5,000万円	
弔慰費用(1名あたり)		50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円			
期間別保険料(1名あたり)	日帰り	459円	543円	508円	493円	329円	413円	378円	363円		
	1泊 2日	496円	585円	547円	532円	355円	444円	406円	391円		
	2泊 3日	533円	628円	587円	571円	381円	476円	435円	419円		
	3泊 4日	572円	671円	629円	612円	409円	508円	466円	449円		
	4泊 5日	609円	714円	669円	651円	435円	540円	495円	477円		
	5泊 6日	646円	757円	709円	690円	461円	572円	524円	505円		
	6泊 7日	684円	799円	750円	730円	488円	603円	554円	534円		
	7泊 8日	720円	841円	789円	768円	513円	634円	582円	561円		
	8泊 9日	758円	885円	830円	809円	540円	667円	612円	591円		
	9泊 10日	796円	927円	871円	848円	567円	698円	642円	619円		
	10泊 11日	833円	970円	911円	887円	593円	730円	671円	647円		
	11泊 12日	870円	1,012円	950円	926円	619円	761円	699円	675円		
	12泊 13日	908円	1,056円	992円	966円	646円	794円	730円	704円		
13泊 14日	946円	1,099円	1,033円	1,007円	673円	826円	760円	734円			

タイプ(型)		I	IW	IX	IY	W	X	Y		
旅行参加者条項	死亡	1,000万円				補償なし				
	後遺障害(注1)	60万円~1,500万円								
	入院特別	入院期間6か月以上 10万円 入院期間3か月以上6か月未満 5万円 入院期間1週間以上3か月未満 3万円 入院期間1週間未満 1万円								
	個人賠償責任	5,000万円								
救援者費用		50万円								
学校条項	学校緊急対応費用(1名あたり)		補償なし	100万円	50万円	30万円	100万円	50万円	30万円	
	賠償責任	身体障害(注2)		1名	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円
		1事故		10億円	10億円	10億円	10億円	10億円	10億円	
	財物損壊(注2)	1事故		5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	
弔慰費用(1名あたり)		50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円			
期間別保険料(1名あたり)	日帰り	199円	283円	248円	233円	84円	49円	34円		
	1泊 2日	214円	303円	265円	250円	89円	51円	36円		
	2泊 3日	229円	324円	283円	267円	95円	54円	38円		
	3泊 4日	246円	345円	303円	286円	99円	57円	40円		
	4泊 5日	261円	366円	321円	303円	105円	60円	42円		
	5泊 6日	276円	387円	339円	320円	111円	63円	44円		
	6泊 7日	292円	407円	358円	338円	115円	66円	46円		
	7泊 8日	306円	427円	375円	354円	121円	69円	48円		
	8泊 9日	322円	449円	394円	373円	127円	72円	51円		
	9泊 10日	338円	469円	413円	390円	131円	75円	52円		
	10泊 11日	353円	490円	431円	407円	137円	78円	54円		
	11泊 12日	368円	510円	448円	424円	142円	80円	56円		
	12泊 13日	384円	532円	468円	442円	148円	84円	58円		
13泊 14日	400円	553円	487円	461円	153円	87円	61円			

(注1)後遺障害保険金額は追加支払額との合計額を表示してあります(「学校旅行総合保険の概要」をご参照ください)。

(注2)賠償責任の免責金額(自己負担額)は10,000円です。

(ご注意)

次のような場合は割増保険料が必要となりますので、お申し出ください。あらかじめ所定の保険料をお支払いになっていない場合、保険金が減額されたり、保険金をお受け取りになれないことがあります。

旅行先で危険なスポーツ(たとえば、ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山(ロッククライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハングライダー搭乗、スカイダイビング等)をされる場合

学校旅行総合保険の概要

◆学校旅行総合保険は、学校旅行総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害	死亡金	国内旅行の責任期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(※1)をされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	(1)故意または重大な過失 (2)自殺行為、犯罪行為または闘争行為 (3)無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 (4)脳疾患、疾病または心神喪失 (5)地震、噴火またはこれらによる津波 (6)戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの (7)頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの (8)妊娠、出産、早産または流産 など
	後遺障害保険金	国内旅行の責任期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(※1)をされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 ●後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過してその方が生存している場合は、お支払いした後遺障害保険金の額の50%に相当する額をさらに追加してお支払いします(後遺障害保険金の追加支払)。	
	入院特別保険金	国内旅行の責任期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(※1)をされ、入院された場合	入院期間に対し、以下の区分に応じて保険金をお支払いします。 { 入院期間6か月以上の場合・10万円 { 3か月以上6か月未満の場合・5万円 { 1週間以上3か月未満の場合・3万円 { 1週間未満の場合・・・・・1万円	
旅行参加者条項による補償	個人賠償責任	国内旅行の責任期間中に生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物(宿泊施設の客室、旅行用品の賃貸業者から借り入れた旅行用品に与えた損害等を含みます。)を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合 <ご注意> 個人賠償責任を補償するご契約において、被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。 (注)示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。 ◆学校条項の賠償責任も上記と同様です。	損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします。 ●被保険者が未成年者または責任無能力者の場合で、その未成年者または責任無能力者の行為により、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方(被保険者の親族にかぎりません。)が法律上の損害賠償責任を負ったときも損害賠償金をお支払いします。 ●賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。	(1)故意 (2)航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 (3)被保険者と同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 (4)被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 (5)地震、噴火またはこれらによる津波 (6)戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの (7)被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 など
	救護者費用等	国内旅行の責任期間中に、被保険者が以下の①から③のいずれかに該当した場合 ①急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索もしくは救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合 ②急激かつ偶然な外来の事故によってケガ(※1)をして、責任期間中に死亡した場合または責任期間中に医師の治療を受け、かつ、その後に予定していた旅行がまったく不可能となった場合 ③疾病を直接の原因として責任期間中に死亡した場合、または責任期間中に発病した疾病を直接の原因として責任期間中に医師の治療を受け、かつその後に予定していた旅行がまったく不可能となった場合	ご契約者、被保険者またはその被保険者の法定相続人が負担した以下の①から⑧の費用を、その費用の負担者にお支払いします。 ①捜索救助費用 ②現地までの電車、航空機など1往復分の交通費(救護者2名分限度) ③現地および現地までの行程におけるホテル客室料(救護者2名分限度、かつ、1名につき14日分限度) ④渡航手続費(旅券印紙代、査証料、予防接種料など)(救護者2名分限度) ⑤国内連絡場所(学校の指定する日本国内における応対施設または学校施設をいいます。)までの交通費およびホテル客室料 ⑥現地からの移送費用(払戻しを受けた運賃、ご負担を予定されていた運賃および治療費用保険金・疾病治療費用保険金部分で損保ジャパンがお支払いする保険金の額は控除します。) ⑦予定されていた交通機関を使用することができなくなった被保険者(旅行参加者)が、その被保険者(旅行参加者)のご自宅へ帰宅されるために追加して負担された運賃 ⑧交通費、電話料などの通信費、通訳雇入費、被保険者(旅行参加者)の遺体処理費など(3万円限度)	(1)故意または重大な過失 (2)自殺行為、犯罪行為または闘争行為 (3)戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの (4)無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 (5)地震、噴火またはこれらによる津波 (6)妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病 (7)歯科疾病 (8)頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの など

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合	
学校条項による補償	学校緊急対応費用	<p>国内旅行の責任期間中に旅行参加者が以下の①から③のいずれかに該当した場合</p> <p>①急激かつ偶然な外来の事故によって旅行参加者の生死が確認できない場合または緊急な捜索もしくは救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合</p> <p>②急激かつ偶然な外来の事故によってケガ(※1)をして、責任期間中に死亡した場合または責任期間中に医師の治療を受け、かつその後に予定していた旅行がまったく不可能となった場合</p> <p>③疾病により責任期間中に死亡した場合または責任期間中に発病した疾病を直接の原因として責任期間中に医師の治療を受け、かつその後に予定していた旅行がまったく不可能となった場合</p>	<p>被保険者が負担した以下の①から⑥等の費用を、お支払いします。</p> <p>①被災者(※3)を捜索、救助または移送する活動に要した費用</p> <p>②教職員・被災者の親族等を現地(事故発生地、その被災者の収容地または対応施設の所在地をいいます。)に派遣した場合の現地までの航空機等の往復の交通費、現地および現地までの行程における宿泊施設の客室料等</p> <p>③被災者の法定相続人等と対応した施設の借上費用</p> <p>④治療を継続中の被災者を自国の病院等へ移転するための費用</p> <p>⑤葬儀費用</p> <p>⑥諸雑費(教職員・被災者の親族等が現地で支出した交通費、電話料等通信費等。ただし、被災者1名につき3万円を限度とします。)</p>	<p>(1)故意または重大な過失</p> <p>(2)被災者(※3)の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>(3)地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>(4)戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>(5)無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>(6)頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの</p> <p>(7)妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病</p> <p>(8)歯科疾病</p> <p>など</p>
	賠償責任	<p>国内旅行の実施に起因して責任期間中に生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合</p>	<p>損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額の設定がある場合は免責金額を控除した額をお支払いします。)。ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。</p> <p>●賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p>	<p>(1)故意</p> <p>(2)航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>(3)地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>(4)戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>など</p>
	弔慰費用	<p>旅行参加者が以下の①から④のいずれかに該当した場合</p> <p>①責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ(※1)が原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合</p> <p>②責任期間中に疾病により死亡した場合</p> <p>③責任期間中に発病した疾病、または責任期間中に原因が発生し責任期間終了後48時間以内に発病した疾病により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合(ただし、責任期間終了後48時間を経過するまでに医師の治療を開始し、その後も継続して医師の治療を受けていた場合にかぎりず。)</p> <p>④責任期間中に感染した特定の感染症(※4)により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合</p>	<p>被保険者が被災者(※3)の法定相続人に支払った弔慰金を弔慰費用保険金としてお支払いします。ただし、被災者1名について弔慰費用の保険金額を限度とします。</p>	<p>(1)故意または重大な過失</p> <p>(2)被災者(※3)の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>(3)無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>(4)地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>(5)戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>(6)妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病</p> <p>(7)歯科疾病</p> <p>など</p>

(※1)「ケガ」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます(細菌性食中毒、ウイルス性食中毒も含みます。)

(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

(※3)「被災者」とは、保険金をお支払いする場合のいずれかに該当した旅行参加者をいいます。

(※4)「特定の感染症」とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、高病原性鳥インフルエンザ、赤痢、新型コロナウイルス感染症等をいいます。

用語の説明

用語	用語の定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
救援者	被保険者の捜索（捜索、救助または移送をいいます。）、看護または事故処理を行うために現地へ赴くその被保険者の法定相続人（その代理人を含みます。ただし、教職員等学校の関係者を除きます。）をいいます。
国内旅行	旅行の目的地が日本国内のみのものをいいます。
責任期間	①旅行参加者条項における責任期間は、保険期間中で、かつ、被保険者が旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。 ②学校条項における責任期間は、保険期間中で、かつ、旅行参加者が旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。
他の保険契約等	学校旅行総合保険、国内旅行傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
テロ行為	政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
特定の感染症	コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、黄熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱、高病原性鳥インフルエンザ、赤痢、新型コロナウイルス感染症等をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
発病	被保険者以外の医師の診断による発病をいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
旅行	学校の教育活動の一環として実施される修学旅行、遠足、林間学校および臨海学校等の旅行のうち保険証券に記載されたものをいいます。

ご契約時における注意事項

申込書のご記入にあたっての注意点（告知義務等）

- 申込書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者（保険の対象となる方）には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
 - （※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- <告知事項>
この保険における告知事項は、「★他の保険契約等（※）の加入状況」です。
（※）「他の保険契約等」とは、学校旅行総合保険、国内旅行傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

保険料について

- 保険料をお支払いの際は、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することにしておりますので、お確かめください。
- 保険料を領収する前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

補償重複について

補償内容が同様のご契約（※）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご契約にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。
（※）学校旅行総合保険以外のご契約にセットされる特約や他社のご契約を含みます。

<補償重複となる可能性がある主な補償・特約>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他のご契約の例
個人賠償責任補償条項	個人賠償責任特約

死亡保険金受取人について

死亡保険金をお支払う場合は被保険者の法定相続人にお支払いします。

ご契約後における注意事項

保険証券

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約締結後1か月経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

契約締結後における留意事項

- (1)住所または通知先を変更された場合
保険証券記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。
- (2)上記以外のご契約内容の変更を希望される場合
ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご契約内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について

被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎりません。）を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。解除の条件やお手続方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちまだ過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還することがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額となりますので、ご注意ください。

重大事由による解除等

保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

その他の注意事項

保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

クーリングオフ (契約申込みの撤回等について)

本契約は保険期間が1年以内のみとなるため、クーリングオフの対象外となります。

責任開始期（保険の補償が開始される時期）

保険責任は保険期間（保険のご契約期間）の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害等に対しては、保険金をお支払いできません。保険料は、ご契約と同時に全額をお支払いください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前、旅行行程が開始する前、旅行行程が終了した後に発生した事故によるケガ・損害等に対しては、保険金をお支払いできません。

万一、事故にあわれたら

- ・事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または事故サポートセンターまでご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- ・被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
(注)示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。
- ・被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。
- ・ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

事故サポートセンター

0120-727-110

◆おかけ間違いにご注意ください。
(24時間 365日対応)

保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター】



0570-022808

<通話料有料>

◆おかけ間違いにご注意ください。

<受付時間>平日：午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

- ★このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。なお、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- ★取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

<引受保険会社 担当営業店>

損害保険ジャパン株式会社

<お問い合わせ先> 取扱代理店

日本旅行

【募集文書作成担当店】 損害保険ジャパン株式会社 企業営業第八部第四課

〒103-8255 東京都中央区日本橋 2-2-10

TEL 03-3231-2201 FAX 03-3231-7835 受付時間：平日 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)